

TAX NEWS

—法人保険の損金計上割合—

法人成り後の節税方法はいくつかありますが、法人で加入する生命保険はその中の代表的なものです。法人で利益が出た際には、基本的にその利益全てに対して法人税が課されます。しかし、法人保険に加入し、保険料を支払うことで、その保険料の一部又は全額を課税対象から減額（損金計上）することができます。法人保険は種類や期間によって損金計上割合が異なるため、今回はこちらについて解説します。

①全額損金タイプ

該当保険種類：定期保険 逓減定期保険 等

メリット：払込保険料が全額損金計上できるため決算対策として有効

②、③の保険と比較して保険料が安い

デメリット：解約返戻率が低いため積立目的には向かない

解約返戻金が全額益金（課税対象）となる

支払保険料の全額を損金として計上するタイプの保険です。主に保障を目的とし、保障期間が短いものが該当します。いわゆる掛け捨ての保険ですが、解約返戻金が設定されている商品もあります。この解約返戻金がある全額損金の生命保険は決算対策としてよく使われる保険ですが、解約時の使い道（新たな損金）を考えておかないと節税効果もなく、損をするリスクもある諸刃の剣のような保険です。

②1/2 (1/3) 損金タイプ

該当保険種類：長期平準定期保険 養老保険（福利厚生プラン）等

メリット：解約返戻率が高いものが多いため退職金積立として有効

解約返戻金の1/2 (1/3) が益金（課税対象）となる

デメリット：保障の割に保険料が高い

支払保険料の1/2 (1/3) が損金計上されないため、支払時の節税効果は①に比べると薄い

支払保険料の1/2 (1/3) が損金として計上され、残りの1/2 (2/3) は資産として計上するタイプの保険です。現在法人で退職金目的として加入する保険の多くがこのタイプの保険です。①と③の中間に位置し、税効果と資産形成のいいとこどりができる保険です。ただし、万一の保障に対して弱いため、退職金目的として②の保険、保障目的として①の保険に入るとリスク対策としても万全です。

③全額資産計上タイプ

該当保険種類：終身保険

メリット：保険の本来の目的である万一の対策として使える

資産形成に特化した保険もある

デメリット：支払保険料が損金計上できないため節税効果がない

①の全額損金とは真逆で支払保険料の全額を資産として計上するタイプの保険です。終身保障のため確実性が高く、預貯金として置いておくよりは幾分か運用するような使い道になります。

法人保険は節税効果だけを見るのではなく、目的に沿った商品を選ぶことが大切です。法人成りをした際や状況が変わり保険の見直しを検討する際には、ぜひ一度弊所担当者までご相談ください。

(文責 坂下 宏彰)